

2011/04/25

徳島大学長 香川 征殿

徳島大学病院長 安井 夏生殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 中嶋 信

新規採用看護師の時間外労働手当についての申し入れ

拝啓

先日の学長との懇談会では、看護師の5年有期雇用制度の撤廃について、意見の一致を見たことにつき、歓迎しています。私どもとしても、看護師の労働条件の悪化は急激に進行しており、優秀な人材の確保・定着が病院経営上の重大な課題であるとの認識を共有しております。

さて、今年度新規採用された看護師の多くが当労働組合に加入しましたが、彼女らから、「病院の新人オリエンテーションの際に、当初6カ月は超勤が付かないと言われ、現在、脳外科など業務の多い部署では就業時間前の午前7時半から、午後10時過ぎまで勤務しているが、時間外労働手当を支給されていない」との驚くべき訴えを受けました。

これは明らかな労働基準法違反であり、早急な是正を求めます。研修医の労働者性を認めた判例（平成13(ネ)3214等）などから考えても、「研修期間中である」などの理由で時間外手当を支給しないことは認められません。師長から「新人は定時に帰らせるように」という指示のあった部署もあるようですが、実態は定時退勤とはなっていないようです。現在、二十数名の新人看護師に、実際の出退勤時間を記録するように依頼しています。

早急に、新人看護師の実際の労働時間に即した時間外労働手当を支給するよう、現場への通達・ご指導をお願いいたします。どのような対応を取ったかについて、おおむね5月13日（金）までにご回答ください。

大学・病院として適切な対応が取られない場合、あるいは現場で時間外労働手当の支給が適切に実施されない場合、労働基準監督署などと相談のうえ、対応したいと思います。

よろしくお取りはからいください。

敬具

記

- ・ 新規採用看護師に時間外労働手当を支給すること。
- ・ 対応結果について、5月13日までに組合に対して報告すること。

以上